

制 定 者	総長
所管責任者	学生部長
規程等種別	規程
決 議 日	
改正施行日	2019年4月1日

19 立教大学体育会特別指導者招聘制度規程

施行 2009年10月29日

改正 2018年7月12日

2019年4月1日

(目的)

第 1 条 立教大学は、体育会活動の活性化に寄与することを目的として立教大学体育会特別指導者（以下「特別指導者」という。）招聘制度を設ける。

(活動奨励金)

第 2 条 特別指導者は、立教大学体育会所属団体（以下「団体」という。）が申請し、採択された団体のために招聘する。

(募集)

第 3 条 特別指導者招聘の募集は、3年に1回行う。

2 特別指導者招聘を申請する団体は、3年間の特別指導者招聘計画書（以下「招聘計画書」という。）を作成し、所定の期日までに学生部学生課に提出しなければならない。

3 招聘計画書には、特別指導者を招聘する目的と効果が具体的かつ計画的に明記されていなければならない。

4 招聘の計画期間は、3年とする。

(契約)

第 4 条 招聘する特別指導者との契約は、特別指導者が法人又は個人のいずれであるかを問わず立教大学と特別指導者との業務委託契約とする。

2 契約に当たっては業務委託契約書を取り交わすこととし、委託する業務の範囲は大学、団体及び招聘する特別指導者の三者で協議の上決定する。

(支給額)

第 5 条 特別指導者招聘に係る1人当たりの委託費用は、年間300万円以上800万円以下とする。

(人数)

第 6 条 1回の募集期間に特別指導者招聘を採択する団体数は、2団体以上3団体以下とする。

2 招聘する特別指導者の人数は、原則として1団体につき1人とする。

(選考委員会)

第 7 条 特別指導者を招聘する団体を選考するために、特別指導者招聘団体選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 体育会長
- (3) 学部長から 1 人
- (4) スポーツウエルネス学科教員から 1 人
- (5) 立教大学校友会から 2 人
- (6) 学生部学生課長又は学生部学生課担当課長

3 前項第 3 号、第 4 号及び第 5 号の委員は、任期を年度ごとの 1 年とし、再任されることができる。

4 選考委員会の委員長は、学生部長をもって充てる。

(選考)

第 8 条 選考委員会は、招聘計画書に基づいて総合的に評価し、採択する団体を決定する。

2 選考委員会は、招聘計画書の評価に当たって、特に次の事項を重視するものとする。

- (1) 現状の分析及び課題の把握を的確に行っていること。
- (2) 3年間の目標が全国レベルであり、目標の達成により体育会学生のみならず、一般学生、校友に波及効果をもたらすことが期待されること。
- (3) 3年間の目標達成の実現可能性が高いこと。
- (4) 3年間の目標に対する特別指導者の役割及び効果が明確であること。
- (5) 3年間の指導プランが具体的で明確であること。
- (6) 候補となる特別指導者の招聘可能性が高いこと。
- (7) 候補となる特別指導者が高い指導実績と見識を持っていること。

(指導計画書、指導実績報告書及び指導成果報告書)

第 9 条 採択された団体は、指導計画書、指導実績報告書及び指導成果報告書を、それぞれ次に掲げる期日までに学生部学生課に提出しなければならない。

- (1) 指導計画書は、当該年度が始まる60日前までに提出する。
- (2) 指導実績報告書は、計画期間の各年度終了後、30日以内に提出する。
- (3) 指導成果報告書は、3年間の特別指導者招聘計画終了後、翌年度の6月末までに提出する。

2 指導計画書、指導実績報告書及び指導成果報告書の審査及び点検は、選考委員会が行う。

(報酬手数料の執行)

第 10 条 指導計画書に基づく報酬手数料の執行に当たり、特別指導者招聘団体は、原則として毎月、報酬手数料執行申請書を学生部学生課に提出しなければならない。

2 大学は、報酬手数料執行申請書に基づき、原則として毎月、招聘する特別指導者の口座に報酬手数料を支出する。

(招聘の取止め等)

第 11 条 選考委員会が、特別指導者招聘団体の招聘計画書に内容の誤謬若しくは虚偽があったと認められた場合又は申請後の指導実績と指導計画書との極端な乖離等前条までの規定に違反する事実があった

と認めた場合には、その状況に応じ、次年度以降の特別指導者招聘を取り止め、又は既に支給した費用の一部又は全額の返金を求めることがある。

(事務)

第12条 この招聘制度に関する事務は、学生部学生課が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、部長会の議を経て総長が行う。

附 則

この規程は、2009年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、2018年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。